

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年1月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 6 国名：ギニア 担当：農村開発部  
案件名：カボロ零細漁港整備計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2015年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における水産施設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月29日から2014年1月31日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月29日から2014年2月3日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月14日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月上旬

5 業務の目的

ギニア国は、西アフリカ最大の大陸棚を有する好漁場であり、高い潜在開発性を有しているが、水産業の現状は零細規模による前近代的技術から脱却できておらず、生産性は高くない。当国政府は、水産セクターにおける5か年計画を策定し、漁業養殖生産量を2015年に221,000トンまで増大させることを掲げているが、2011年における同生産量は141,000トンに留まっている。特に、漁獲量の85%を占める零細漁業の生産性及び漁獲量の増大に資する水揚施設整備が喫緊の課題となっている。

これまでギニア国における漁港整備は、主にコナクリ市南西地域に集中して行われてきたが、既に同漁港は過密となっているため、新たな漁港整備が必要となっている。このような中で、カボロ零細漁港はコナクリ半島の北部で最も大きな零細漁業地区の一つであり、人口増加が著しい地域にも隣接していることから、直接住民に裨益するという観点からも重要な立地にある。また、現在のカボロ零細漁港は、冷蔵施設等の基本的な施設が整備されておらず、水揚げされた魚の加工・取引・流通にも支障をきたしている他、品質の低下の原因となっている。かかる状況を打開するため、ギニア国政府はカボロ漁港の整備を2013年、わが国に要請した。

本協力準備調査（予備調査、概略設計調査を含む。以降、本調査とする）は、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を確認、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、基本設計を行う。また、開発効果を高めるため、周辺の市場整備等、地域開発の観点から必要な協力を合わせて検討する。

[要請内容]

2013年に要請書に記載された要請内容（要請金額10.0億円）。但し、詳細は、本調査で確認。

- (1) 土木工事（水揚げ場、棧橋、接岸・係留岸壁等）
- (2) 建設工事（荷捌き・流通施設、加工施設、漁船修理・漁網補修施設等）
- (3) 機材（製氷・冷蔵設備等）
- (4) その他周辺施設

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
コナクリ市ラトマ、カボロ地区
- (2) 業務内容
  - ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証
  - イ プロジェクトの実施体制の確認
  - ウ サイト状況調査
  - エ 漁村振興ニーズの確認
  - オ 他ドナーによる水産分野援助事情調査
  - カ 漁労及び水産物物流通状況調査
  - キ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
  - ク 上記アからキを踏まえ、施設建設計画及び機材の必要性の確認
  - ケ 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲・規模の検討

- コ 自然条件調査
- サ 土木設計調査
- シ 施設設計調査
- ス 機材計画調査
- セ 調達事情調査
- ソ 施工計画調査
- タ 環境社会配慮調査
- チ 相手国負担事業の確認
- ツ 広報効果発現のための計画の策定
- テ プロジェクト内容の計画策定
- ト プロジェクトの概略事業費の積算
- ナ 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- ニ プロジェクトの評価/事業効果（インパクト）の測定

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書（2014年3月下旬）
- (2) インセプション・レポート（2014年3月下旬）
- (3) 現地調査結果概要1（2014年4月下旬）
- (4) 現地調査結果概要2（2014年7月下旬）
- (5) 準備調査報告書案（和文・仏文）（2014年10月中旬）
- (6) 概略事業費（無償）積算内訳書（和文）（2014年10月中旬）  
コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む
- (7) 概要資料（和文）（2014年12月下旬）
- (8) 準備調査報告書（和文・仏文）（2015年2月下旬）
- (9) デジタル画像集（2015年2月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/水産物流（評価対象予定者）
- (2) 土木施設計画・設計/積算（評価対象予定者）
- (3) 建築施設計画・設計/運営維持管理計画/積算
- (4) 自然条件
- (5) 機材計画/調達計画/積算
- (6) 環境社会配慮
- (7) 通訳

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・現地通訳（英語 仏語）備上を認める予定
- ・調査にあたっては、「ギニア共和国零細漁業開発調査」（2003年8月）の報告書等既存資料等を十分に活用し、効果的・効率的な調査を行う。  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159527.html>  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159528.html>
- ・JICA設計・積算室による精査が全て完了する前に閣議用概要資料の提出をすることがあり得る。スケジュールを鑑み、対応可能な体制とすること。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定。
- ・機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

注：本案件概要は予定段階のものであり、詳細については変更される場合もあります。